

所管部課		総務部デジタル推進課		部長		矢吹 勇一	
件 名		東大和市情報システムマネジメント本部設置規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 (1) 改正理由 東大和市情報システムマネジメント本部設置規則（以下「規則」という。）に基づき設置されている情報システム委員会及び専門部会では、主管課から提出された情報システム計画書の審議を行ってきたが、デジタル技術の進展に伴い、確認すべき事項が増加・専門化している。 このため、委員会及び専門部会が担うべき役割の多くはデジタル推進課が実質的に担当しており、委員会及び専門部会における審議の事務は形式的なものになっている。そこで、より効果的・効率的にデジタル化を推進するため、規則の一部を改正するものである。 (2) 主な改正内容 ① 情報システム委員会は、情報システム本部（以下「本部」という。）の決定に基づき、事案ごとに必要に応じて設置する方式とする。 ② 情報システム委員会の所掌事務は、情報化推進及び情報セキュリティに係る重要事項を検討するものとし、情報システム計画書の審議は行わない。 ③ 委員会の委員は固定化せずに、事案ごとに最適なメンバーとなるよう、本部長が指名した職員とする。 ④ 専門部会は廃止する。 ※ 情報システム計画書の確認は引き続きデジタル推進課にて行う。 (3) 施行日 公布の日から施行する。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和6年10月9日 令和6年度第1回東大和市情報システムマネジメント本部会議において承認済み。							
3. 留意事項（問題点等） 総務課による事前審査済み。							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正事務を進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。